



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *70 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)..... 1
- *71 理容師法施行細則の一部を改正する規則 (食品・生活衛生課)..... 26
- *72 美容師法施行細則の一部を改正する規則 (")..... 28

○ 公安委員会規則

- *14 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係和歌山県公安委員会規則の整理に関する規則 30

○ 告示

- 1560 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課)..... 47
- 1561 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 49
- 1562 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)..... 50
- 1563 " (")..... 51
- 1564 " (")..... 52
- 1565 " (")..... 53
- 1566 建設業の許可の取消し (技術調査課)..... 54
- 1567 地籍調査の成果の認証 (用地対策課)..... 54
- 1568 " (")..... 55
- 1569 " (")..... 55
- 1570 " (")..... 55
- 1571 " (")..... 56
- 1572 道路の区域変更 (道路保全課)..... 56
- 1573 " (")..... 56
- 1574 道路の供用開始 (")..... 57
- 1575 " (")..... 57
- 1576 一般競争入札による落札者の決定 (警察本部)..... 57

○ 選挙管理委員会告示

- 54 政治団体の届出事項の異動の届出 58
- 55 政治団体の解散の届出 58
- 56 政治団体の設立の届出 59

○ 公安委員会告示

- 69 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 59

規 則

和歌山県規則第70号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月25日

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則(昭和25年和歌山県規則第56号)の一部を次のように改正する。

別記第11号様式を次のように改める。

別記第11号様式(第14条関係)

(その5)

年 月 日

(住所)

(氏名又は名称)

様

県税事務所長 印

軽油引取税納税通知書

下記のとおり納付してください。

事務所	年度	税目	納税番号		区分	※処理事項
					年 月 分	
課税標準額			税率		税 額	円
納付場所	和歌山県指定金融機関等 (下記の「県税を納付する場所」を参照してください。)			納期限	年 月 日	
<p>1. 課税の根拠 本税は、地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の22第4項又は第144条の25第5項及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第58条の7第2項の規定により賦課します。</p> <p>2. 延滞金の納付について 納期限を過ぎてから税金を納付される時は、地方税法の定めるところにより算出した延滞金額を加算して納めてください。 延滞金額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(注)を乗じて計算した金額(計算した金額の100円未満の端数は切り捨て、計算した金額が1,000円未満であるときは、不要です。)となります。この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合です。 (注)当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)となります。</p> <p>3. 賦課に不服がある場合 この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができることとされています。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>						<p>◎県税を納付する場所 ○次の金融機関等 ●紀陽、池田泉州、関西みらい、第三、南都、百五、みずほ、三井住友、三菱UFJ、りそなの各銀行 ●三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行 ●きのくに信用金庫、新宮信用金庫 ●近畿産業信用組合、近畿労働金庫、なぎさ信用漁業協同組合連合会(和歌山県内の店舗に限る。)、ミレ信用組合、和歌山県医師信用組合、和歌山県信用農業協同組合連合会(各農業協同組合) ●ゆうちょ銀行、郵便局 ○和歌山県各県税事務所、伊都・日高・東牟婁の各振興局総務県民課 ※ 金融機関等の名称が変更となっている場合もございますので御了承ください。 御不明の場合は、お近くの県税事務所までお問合せください。</p>

別記第11号様式(第14条関係)

(その6)

年 月 日

(住所)

(氏名又は名称)

様

県税事務所長 印

鉾 区 税 納 税 通 知 書

下記のとおり納付してください。

鉾 区 税			年 度	年 度
			納税番号	
課税標準額	(百アール)	税率	税 額	円
納付場所	和歌山県指定金融機関等 (下記の「県税を納付する場所」を参照してください。)		納 期 限	年 月 日
<p>1. 課税の根拠 本税は、地方税法(昭和25年法律第226号)第178条及び和歌山県条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第74条の規定により賦課します。</p> <p>2. 延滞金の納付について 納期限を過ぎてから税金を納付される時は、地方税法の定めるところにより算出した延滞金額を加算して納めてください。 延滞金額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(注)を乗じて計算した金額(計算した金額の100円未満の端数は切り捨て、計算した金額が1,000円未満であるときは、不要です。)となります。この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合です。 (注)当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)となります。</p> <p>3. 賦課に不服がある場合 この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができることとされています。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>			<p>◎県税を納付する場所 ○次の金融機関等 ●紀陽、池田泉州、関西みらい、第三、南都、百五、みずほ、三井住友、三菱UFJ、りそなの各銀行 ●三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行 ●きのくに信用金庫、新宮信用金庫 ●近畿産業信用組合、近畿労働金庫、なぎさ信用漁業協同組合連合会(和歌山県内の店舗に限る。)、ミレ信用組合、和歌山県医師信用組合、和歌山県信用農業協同組合連合会(各農業協同組合) ●ゆうちょ銀行、郵便局 ○和歌山県各県税事務所、伊都・日高・東牟婁の各振興局総務県民課 ※ 金融機関等の名称が変更となっている場合もございますので御了承ください。 御不明の場合は、お近くの県税事務所までお問合せください。</p>	

別記第15号様式及び別記第16号様式を次のように改める。

別記第15号様式(第14条関係)

第 号	繰上徴収告知書			
年 月 日				
様				
県税事務所長 印				
下記の県税については、地方税法(昭和25年法律第226号)第13条の2第1項の規定により本来の納期限を繰り上げて徴収しますから指定納期限までに納付(納入)してください。				
年度、期別				
税 目				
税 額	円	円	円	円
税額算出期間				
指定納期限	年 月 日まで			
納付(納入)の場所				
繰上徴収をする理由				

お知らせ

1 上記の指定納期限までに完納されないときは、本来の納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて年14.6%(本来の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3%)の割合(注)を乗じて計算した金額の延滞金を納めなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(注) 当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)となります。

2 上記の指定納期限までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

3 この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができますこととされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この告知書は、法第13条の2第3項前段の規定による告知に使用する。

別記第16号様式(第14条関係)

第	号	納期限変更告知書		
		年 月 日		
様		県税事務所長 印		
下記の徴収金については、地方税法(昭和25年法律第226号)第13条の2第1項の規定により納期限を次のとおり変更しますから期限までに納付(納入)してください。				
変更納期限	年 月 日			
年度	税	円		
納付(納入)の場所				
納税通知書番号及び変更前の納期限	第	号	年	月 日
繰上徴収をする理由				
<p>お知らせ</p> <p>1 上記の変更納期限までに完納されないときは、変更前の納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて年14.6%(変更前の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、7.3%)の割合(注)を乗じて計算した金額の延滞金を納めなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p> <p>(注)当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)となります。</p> <p>2 上記の変更納期限までに完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。</p> <p>3 この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができることとされています。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>				

備考 この告知書は、法第13条の2第3項後段の規定による告知に使用する。

別記第16号の30様式を次のように改める。

別記第16号の30様式(第14条関係)

更正通知書
県民税利子割決定

住所

名称

特別徴収義務者番号 利子等の種類

地方税法(昭和25年法律第226号)第71条の11及び第71条の の規定により、右

のとおり 更正 しましたので通知します。納入すべき金額を別添の納入書により
指定納期限までに県の指定金融機関等の納入場所へ納入してください。

なお、不足税額については、法定納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、
年14.6%(指定納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの
期間は、年7.3%)の割合(注)を乗じて計算した金額の延滞金を加算して納入して
ください。この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日
当たりの割合です。

(注)平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年中
においては、年7.3%の割合にあっては、その年の前年の11月30日を経過する時における日
本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を
加算した割合となります。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当
該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第15
条の規定による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%
の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合
には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあつ
ては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年
7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合
が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)となります。令和3年1月1日以後の期
間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割
合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3%の割合
に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞
金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特
例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合
には、年7.3%の割合)となります。

指定納期限

更正(決定)の理由

年 月 日

県税事務所長

年 度	
整理番号	

区 分	更正(決定)による額		既に確定した税額	差 引 不足税額	加 算 金	
	課税標準額	税 額			種 類	率 金
	円	円	円	円	%	円
不 足 税 額		計				円
加 算 金 の 計						円
合 計(納入すべき金額)						円

お知らせ

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができま
す。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出して
ください。この処分の取消しを求め訴えは、前記の審査請求に係る
裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告とし
て(知事が被告の代表者となります。)提起することができますことと
されています。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た
後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査
請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処
分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急
の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があ
るときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することがで
きます。

別記第16号の33様式を次のように改める。

別記第16号の35様式を次のように改める。

別記第21号様式を次のように改める。

別記第24号様式を次のように改める。

別記第29号様式を次のように改める。

別記第29号様式(第14条関係)

自動車税(環境性能割)更正(決定)通知書

年 度 別	年度	自動車登録番号 車両番号又は標識番号	
住 所			
氏 名			
上記の自動車の取得に係る自動車税の環境性能割について、次のとおり更正(決定)しましたので通知します。納付すべき金額を別添の納付書により指定納期限までに県の指定金融機関等の納付場所で納付してください。			
課 税 標準額	既申告による金額	円	車 名
	更正(決定)による金額	円	
税 額	既申告による金額	円	車 台 番 号
	更正(決定)による金額	円	原 動 機 型 式
	差引不足金額 ①	円	形 状
過少申告加算金 ②	円	当 該 自 動 車 の 内 容	乗 車 定 員 人(人)
不申告加算金 ③	円		最 大 積 載 量 トン(トン)
重 加 算 金 ④	円		総排気量又は定格出力 リットル キロワット
合 計 ①+②+③+④	円		
更正(決定)の理由			

指定納期限 年 月 日限り

不足税額については、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(指定納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は、年7.3%)の割合(注)を乗じて計算した金額の延滞金を加算して納付してください。この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(注)平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年中においては、年7.3%の割合にあっては、その年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合となります。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第15条の規定による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)となります。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)となります。

年 月 日

和歌山県知事



お知らせ
この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができるものとされています。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この通知書を軽自動車税の環境性能割の更正(決定)通知に用いる場合は、この様式中「自動車税(環境性能割)」とあるのは「軽自動車税(環境性能割)」と、「自動車税の環境性能割」とあるのは「軽自動車税の環境性能割」として、同様式を使用する。

別記第36号の2様式を次のように改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
（従前の様式による用紙）
- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

和歌山県規則第71号

理容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和33年和歌山県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第1条関係)

理容所開設届出書

年 月 日

保健所長 様

開設者 住 所
氏 名
(法人にあっては、その名称、所在地、代表者の氏名)

下記のとおり理容所を開設するので、理容師法第11条第1項の規定により、必要書類を添えて届け出ます。

記

理容所	名称				電話	
	所在地					
開設者	氏名(法人の場合はその名称) 年 月 日生	登録番号		備考		
管理理容師	氏名	年 月 日生		登録番号	備考	
	住所					
構造及び設備の概要	面積	作業所	待合所	備考		
		m ²	m ²			
	主な設備	理容用椅子 脚 消毒設備				
理容師その他の従業員	氏名	生年月日	理容師の登録番号	理容師につき、結核、皮膚疾病その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨	備考	
開設予定年月日					年 月 日	
重複開設の場合	美容所の名称(同一の場所で現に美容所が開設されている場合)					
	美容所の開設予定年月日(同一の場所で美容所の開設の届出がされている場合又は当該届出をこの届出と同時にを行う場合)				年 月 日	
理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用の有無					有・無	

注 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、同条第1項第3号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項のうち変更がない事項の記載及び関係書類の添付を省略することができる。

添付書類

- 1 開設者が法人であるときは、その登記事項証明書
- 2 開設者が外国人であるときは、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)
- 3 理容師免許証の写し又は理容師免許証明書の写し
- 4 理容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
- 5 理容師法第11条の4の規定により管理理容師を置くときは、これを証する書類
- 6 構造及び設備の概要を明らかにした平面図
- 7 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面の写し

別記第5号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第72号

美容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和33年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第1条関係)

美容所開設届出書						
保健所長 様				年 月 日		
開設者 住 所 氏 名 (法人にあつては、その名称、所在地、代表者の氏名)						
下記のとおり美容所を開設するので、美容師法第11条第1項の規定により、必要書類を添えて届け出ます。						
記						
美容所	名称				電話	
	所在地					
開設者	氏名(法人の場合はその名称)	年 月 日生		登録番号	備考	
管理美容師	氏名	年 月 日生		登録番号	備考	
	住所					
構造及び設備の概要	面積	作業所	待合所	備考		
		m ²	m ²			
	主な設備	美容用椅子 脚、ドライヤー 台、洗髪椅子 脚				
	消毒設備					
美容師その他の従業員	氏名	生年月日	美容師の登録番号	美容師につき、結核、皮膚疾病その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨	備考	
開設予定年月日					年 月 日	
重複開設の場合	理容所の名称(同一の場所で現に理容所が開設されている場合)					
	理容所の開設予定年月日(同一の場所で理容所の開設の届出がされている場合又は当該届出をこの届出と同時にを行う場合)				年 月 日	
美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用の有無					有・無	

注 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、同条第1項第3号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項のうち変更がない事項の記載及び関係書類の添付を省略することができる。

添付書類

- 1 開設者が法人であるときは、その登記事項証明書
- 2 開設者が外国人であるときは、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)
- 3 美容師免許証の写し又は美容師免許証明書の写し
- 4 美容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
- 5 美容師法第12条の3の規定により管理美容師を置くときは、これを証する書類
- 6 構造及び設備の概要を明らかにした平面図
- 7 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面の写し

別記第5号様式中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第14号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係~~和歌山県~~公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和2年12月25日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係~~和歌山県~~公安委員会規則の整理に関する規則

（特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正）

第1条 特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年和歌山県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記様式第1号（第2条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> 備考 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A列4番とすること。	別記様式第1号（第2条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> 備考 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A列4番とすること。
別記様式第2号（第2条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> 備考 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A列4番とすること。	別記様式第2号（第2条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> 備考 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A列4番とすること。
別紙様式第3号（第2条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> 備考 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A列4番とすること。	別紙様式第3号（第2条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> 備考 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A列4番とすること。
別記様式第4号（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> 備考 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A列4番とすること。	別記様式第4号（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> 備考 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A列4番とすること。
別記様式第5号（第4条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> 備考 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A列4番とすること。	別記様式第5号（第4条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> 備考 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A列4番とすること。
別記様式第6号（第4条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> 備考 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格</u> A列4番	別記様式第6号（第4条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> 備考 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格</u> A列4番

とすること。

別記様式第7号(第5条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第8号(第6条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

とすること。

別記様式第7号(第5条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第8号(第6条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(和歌山県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第2条 和歌山県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成8年和歌山県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記第1号様式(第4条、第24条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 1 略 2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とする。</p> <p>別記第2号様式(第4条、第24条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 1 略 2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とする。</p> <p>別記第3号様式(第5条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とする。</p> <p>別記第4号様式(第6条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とする。</p> <p>別記第5号様式(第7条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とする。</p> <p>別記第6号様式(第8条関係) (表)</p>	<p>別記第1号様式(第4条、第24条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 1 略 2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とする。</p> <p>別記第2号様式(第4条、第24条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 1 略 2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とする。</p> <p>別記第3号様式(第5条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とする。</p> <p>別記第4号様式(第6条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とする。</p> <p>別記第5号様式(第7条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とする。</p> <p>別記第6号様式(第8条関係) (表)</p>

略

- 備考 1 略
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列
 4番とする。
 (裏)

略

別記第7号様式(第9条、第24条関係)

略

- 備考 1・2 略
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列
 4番とする。

別記第8号様式(第9条、第24条関係)

略

- 備考 1 略
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列
 4番とする。

別記第9号様式(第10条関係)

略

- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第10号様式(第11条、第24条関係)

略

- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第11号様式(第11条、第24条関係)

略

- 備考 1 略
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列
 4番とする。

別記第12号様式(第15条、第16条関係)

略

- 備考 1 略
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列
 4番とする。

別記第13号様式(第17条関係)
(表)

略

(裏)

略

- 備考 1~4 略
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列
 4番とする。

別記第14号様式(第18条関係)

略

- 備考 1 略
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列
 4番とする。
 (裏)

略

別記第7号様式(第9条、第24条関係)

略

- 備考 1・2 略
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列
 4番とする。

別記第8号様式(第9条、第24条関係)

略

- 備考 1 略
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列
 4番とする。

別記第9号様式(第10条関係)

略

- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記第10号様式(第11条、第24条関係)

略

- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記第11号様式(第11条、第24条関係)

略

- 備考 1 略
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列
 4番とする。

別記第12号様式(第15条、第16条関係)

略

- 備考 1 略
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列
 4番とする。

別記第13号様式(第17条関係)
(表)

略

(裏)

略

- 備考 1~4 略
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列
 4番とする。

別記第14号様式(第18条関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記第15号様式 (第19条関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記第16号様式 (第20条関係)
(表)

略

備考 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。
(裏)

略

別記第17号様式 (第22条関係)

略

備考 1 略
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記第15号様式 (第19条関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記第16号様式 (第20条関係)
(表)

略

備考 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。
(裏)

略

別記第17号様式 (第22条関係)

略

備考 1 略
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(書面で不利益処分をする場合に関する規則の一部改正)

第3条 書面で不利益処分をする場合に関する規則 (平成8年和歌山県公安委員会規則第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記様式第1号 (第2条関係) 略 備考 1 略 2 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格 A 列</u> 4 番とする。	別記様式第1号 (第2条関係) 略 備考 1 略 2 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格 A 列</u> 4 番とする。
別記様式第2号 (第2条関係) 略 備考 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格 A 列</u> 4 番とする。	別記様式第2号 (第2条関係) 略 備考 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格 A 列</u> 4 番とする。

(和歌山県警察の情報の公開に関する規則の一部改正)

第4条 和歌山県警察の情報の公開に関する規則 (平成13年和歌山県公安委員会規則第9号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公文書の開示の実施の方法)	(公文書の開示の実施の方法)

第8条 略
 2・3 略
 4 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第1項の実施機関の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
 (1)・(2) 略
 (3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、公安委員会又は警察本部長がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの
 ア～エ 略
 オ 当該電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
 カ 当該電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
 5～8 略

第8条 略
 2・3 略
 4 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第1項の実施機関の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
 (1)・(2) 略
 (3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、公安委員会又は警察本部長がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの
 ア～エ 略
 オ 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
 カ 当該電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
 5～8 略

(和歌山県警察個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第5条 和歌山県警察個人情報保護条例施行規則(平成18年和歌山県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第13条関係)			別表(第13条関係)		
公文書の種別	写しの種類	費用の額	公文書の種別	写しの種類	費用の額
1 文書、図画又は写真	複写機により用紙に複写したもの(日本産業規格A列0番の大きさまでのもの。ただし、カラーによる写しの交付は、同規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	略	1 文書、図画又は写真	複写機により用紙に複写したもの(日本工業規格A列0番の大きさまでのもの。ただし、カラーによる写しの交付は、同規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	略
略			略		
8 6の項及び7の項に掲げるもの以外の電磁的記録	複写機により用紙に複写したもの(日本産業規格A列0番の大きさまでのもの。ただし、カラーによる写しの交付は、同規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	略	8 6の項及び7の項に掲げるもの以外の電磁的記録	複写機により用紙に複写したもの(日本工業規格A列0番の大きさまでのもの。ただし、カラーによる写しの交付は、同規格A列3番の大きさまでのものに限る。)	略
		略			略
備考 略			備考 略		
別記様式第29号(第27条関係)			別記様式第29号(第27条関係)		

実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

略

記載要領

- 1～6 略
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第30号(第27条関係) 誓約書

略

記載要領

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第31号(第31条関係) 審査結果通知書

略

記載要領 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第32号(第31条関係) 実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書(第1面)

略

記載要領

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。(第2面)

略

別記様式第33号(第31条関係) 審査結果通知書

略

記載要領

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第34号(第32条関係) 保有個人情報非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書

略

記載要領 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別紙

実施機関非識別加工情報の提案に関する意見書

略

記載要領

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第35号(第32条関係) 保有個人情報非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書

略

記載要領 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別紙

実施機関非識別加工情報の提案に関する意見書

略

記載要領

実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

略

記載要領

- 1～6 略
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第30号(第27条関係) 誓約書

略

記載要領

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第31号(第31条関係) 審査結果通知書

略

記載要領 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第32号(第31条関係) 実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書(第1面)

略

記載要領

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。(第2面)

略

別記様式第33号(第31条関係) 審査結果通知書

略

記載要領

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第34号(第32条関係) 保有個人情報非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書

略

記載要領 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙

実施機関非識別加工情報の提案に関する意見書

略

記載要領

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第35号(第32条関係) 保有個人情報非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書

略

記載要領 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙

実施機関非識別加工情報の提案に関する意見書

略

記載要領

<p>1 略</p> <p>2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とすること。</p> <p>別記様式第36号(第36条関係) 作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書</p> <p>略</p> <p>記載要領</p> <p>1～4 略</p> <p>5 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とすること。</p> <p>別記様式第37号(第36条関係) 審査結果通知書</p> <p>略</p> <p>記載要領 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とすること。</p> <p>別記様式第38号(第36条関係) 審査結果通知書</p> <p>略</p> <p>記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とすること。</p>
--

<p>1 略</p> <p>2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p> <p>別記様式第36号(第36条関係) 作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書</p> <p>略</p> <p>記載要領</p> <p>1～4 略</p> <p>5 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p> <p>別記様式第37号(第36条関係) 審査結果通知書</p> <p>略</p> <p>記載要領 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p> <p>別記様式第38号(第36条関係) 審査結果通知書</p> <p>略</p> <p>記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とすること。</p>
--

(和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例施行規則(平成5年和歌山県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記第1号様式(第4条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>備考 1 略</p> <p>2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とする。</p> <p>別記第2号様式(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>備考 1 略</p> <p>2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とする。</p> <p>別記第3号様式(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>備考 1 略</p> <p>2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とする。</p> <p>別記第4号様式(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>備考 1 略</p> <p>2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とする。</p>	<p>別記第1号様式(第4条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>備考 1 略</p> <p>2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とする。</p> <p>別記第2号様式(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>備考 1 略</p> <p>2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とする。</p> <p>別記第3号様式(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>備考 1 略</p> <p>2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とする。</p> <p>別記第4号様式(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>備考 1 略</p> <p>2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とする。</p>

別記第5号様式(第9条関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第6号様式(第11条関係)

略

略

備考 1 略
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第7号様式(第12条関係)

略

備考 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第8号様式(第13条関係)

略

備考 1 略
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第9号様式(第14条関係)

略

備考 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第10号様式(第14条関係)

略

備考 1 略
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第11号様式(第17条関係)

略

備考 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第12号様式(第18条関係)

略

備考 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第5号様式(第9条関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記第6号様式(第11条関係)

略

略

備考 1 略
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記第7号様式(第12条関係)

略

備考 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記第8号様式(第13条関係)

略

備考 1 略
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記第9号様式(第14条関係)

略

備考 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記第10号様式(第14条関係)

略

備考 1 略
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記第11号様式(第17条関係)

略

備考 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記第12号様式(第18条関係)

略

備考 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則の一部改正)

第7条 自動販売機による利用カードの販売の届出等に関する規則(平成8年和歌山県公安委員会規則第10

号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記第1号様式(第2条関係) (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>備考 1・2 略 3 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列</u> 4番とする。</p> <p>別記第2号様式(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>備考 1・2 略 3 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列</u> 4番とする。</p> <p>別記第3号様式(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列</u>4番 とする。</p>	<p>別記第1号様式(第2条関係) (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>備考 1・2 略 3 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列</u> 4番とする。</p> <p>別記第2号様式(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>備考 1・2 略 3 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列</u> 4番とする。</p> <p>別記第3号様式(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列</u>4番 とする。</p>

(和歌山県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第8条 和歌山県暴力団排除条例施行規則(平成23年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第1号(第3条関係) (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>注 1・2 略 3 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とす る。</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>別記様式第2号(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>注 1～3 略 4 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とす る。</p> <p>別記様式第3号(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div>	<p>別記様式第1号(第3条関係) (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>注 1・2 略 3 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とす る。</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>別記様式第2号(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>注 1～3 略 4 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A4</u>とす る。</p> <p>別記様式第3号(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div>

注

- 1～3 略
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第4号(第5条関係)

略

注

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第5号(第6条、第14条関係)

略

注

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第6号(第6条、第14条関係)

略

注

- 1・2 略
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第7号(第7条関係)

略

注

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第8号(第7条関係)

略

注

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第9号(第8条関係)

略

注

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第10号(第9条関係)

略

注

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第11号(第11条関係)

注

- 1～3 略
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第4号(第5条関係)

略

注

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第5号(第6条、第14条関係)

略

注

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第6号(第6条、第14条関係)

略

注

- 1・2 略
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第7号(第7条関係)

略

注

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第8号(第7条関係)

略

注

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第9号(第8条関係)

略

注

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第10号(第9条関係)

略

注

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第11号(第11条関係)

(表)

略

注

- 1 ~ 3 略
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(裏)

略

別記様式第12号(第11条関係)

略

注

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第13号(第13条関係)

略

注

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第14号(第13条関係)

略

注

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(表)

略

注

- 1 ~ 3 略
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

略

別記様式第12号(第11条関係)

略

注

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第13号(第13条関係)

略

注

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第14号(第13条関係)

略

注

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(和歌山県道路交通法施行細則の一部改正)

第9条 和歌山県道路交通法施行細則(昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記様式第2号(第4条関係) 略 備考 1 略 2 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A列4番</u> とする。	別記様式第2号(第4条関係) 略 備考 1 略 2 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A列4番</u> とする。
別記様式第2号の2(第4条関係) 略 備考 1・2 略 3 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A列4番</u> とする。	別記様式第2号の2(第4条関係) 略 備考 1・2 略 3 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A列4番</u> とする。
別記様式第4号(第5条関係) 略	別記様式第4号(第5条関係) 略

備考 1 略
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列
4番とする。

別記様式第4号の2(第5条関係)

略

備考 1 略
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列
4番とする。

別記様式第4号の3(第5条関係)

略

備考 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列
4番とする。

別記様式第5号(第7条、第7条の2関係)

略

備考 1~5 略
6 用紙の大きさは、日本産業規格A列
4番とする。

別記様式第6号の5(第7条の3関係)

略

備考 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列
4番とする。

別記様式第6号の6(第7条の3関係)

略

備考 1~3 略
4 用紙の大きさは、日本産業規格A列
4番とする。

別記様式第7号(第8条関係)

略

備考 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列
4番とする。

別記様式第8号の2(第11条の2関係)

略

略
略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号の2の2(第11条の2関係)

略

略

備考 1 略
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列
4番とする。

別記様式第4号の2(第5条関係)

略

備考 1 略
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列
4番とする。

別記様式第4号の3(第5条関係)

略

備考 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列
4番とする。

別記様式第5号(第7条、第7条の2関係)

略

備考 1~5 略
6 用紙の大きさは、日本工業規格A列
4番とする。

別記様式第6号の5(第7条の3関係)

略

備考 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列
4番とする。

別記様式第6号の6(第7条の3関係)

略

備考 1~3 略
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列
4番とする。

別記様式第7号(第8条関係)

略

備考 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列
4番とする。

別記様式第8号の2(第11条の2関係)

略

略
略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第8号の2の2(第11条の2関係)

略

略

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号の3(第11条の3関係)

略

略

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号の3の2(第11条の3関係)

略

略

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号の4(第11条の4関係)

略

略

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号の4の2(第11条の4関係)

略

略

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号(第13条関係)

略 略

(表面)

略

備考

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏面)

略

別記様式第9号の2(第13条関係)

略 略

(表面)

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第8号の3(第11条の3関係)

略

略

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第8号の3の2(第11条の3関係)

略

略

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第8号の4(第11条の4関係)

略

略

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第8号の4の2(第11条の4関係)

略

略

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第9号(第13条関係)

略 略

(表面)

略

備考

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏面)

略

別記様式第9号の2(第13条関係)

略 略

(表面)

略

備考

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
(裏面)

略

別記様式第9号の3(第13条関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号の4(第13条、第14条の2関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号の5(第13条、第14条の2関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号の8(第13条の2関係)

略

- 備考 1・2 略
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第10号(第14条関係)

略

略

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第10号の2(第14条の2関係)

略

- 備考 1～3 略
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第10号の3(第14条の2関係)

略

- 備考 1～3 略
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第11号(第14条の3関係)

略

備考

- 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
(裏面)

略

別記様式第9号の3(第13条関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第9号の4(第13条、第14条の2関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第9号の5(第13条、第14条の2関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第9号の8(第13条の2関係)

略

- 備考 1・2 略
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第10号(第14条関係)

略

略

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第10号の2(第14条の2関係)

略

- 備考 1～3 略
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第10号の3(第14条の2関係)

略

- 備考 1～3 略
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第11号(第14条の3関係)

略

備考 1～3 略
4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第11号の2 (第14条の3関係)

略

備考 1～3 略
4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第11号の3 (第14条の4関係)

略

略
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第11号の4 (第14条の5関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第11号の5 (第14条の6関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第14号 (第18条関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第15号 (第23条関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第16号 (第24条関係)

解除
免許条件 申請書
変更

略

備考 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

略

備考 1～3 略
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第11号の2 (第14条の3関係)

略

備考 1～3 略
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第11号の3 (第14条の4関係)

略

略
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第11号の4 (第14条の5関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第11号の5 (第14条の6関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第14号 (第18条関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第15号 (第23条関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第16号 (第24条関係)

解除
免許条件 申請書
変更

略

備考 1・2 略
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第16号の2(第24条関係)

略

- 備考 1・2 略
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列 4番とする。

別記様式第18号(第27条関係)

略

- 備考 1～3 略
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列 4番とする。

別記様式第19号(第28条関係)

略

- 備考 1～5 略
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列 4番とする。

別記様式第19号の2(第28条関係)

略

- 備考 1～3 略
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列 4番とする。

別記様式第19号の3(第28条関係)

略

- 備考 1～4 略
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列 4番とする。

別記様式第20号(第30条関係)

略

- 備考 1・2 略
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列 4番とする。

別記様式第21号(第31条関係)

略

- 備考 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列 4番とする。

別記様式第22号(第31条関係)

略

- 備考 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列 4番とする。

別記様式第23号(第31条関係)

略

別記様式第16号の2(第24条関係)

略

- 備考 1・2 略
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列 4番とする。

別記様式第18号(第27条関係)

略

- 備考 1～3 略
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列 4番とする。

別記様式第19号(第28条関係)

略

- 備考 1～5 略
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列 4番とする。

別記様式第19号の2(第28条関係)

略

- 備考 1～3 略
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列 4番とする。

別記様式第19号の3(第28条関係)

略

- 備考 1～4 略
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列 4番とする。

別記様式第20号(第30条関係)

略

- 備考 1・2 略
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列 4番とする。

別記様式第21号(第31条関係)

略

- 備考 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列 4番とする。

別記様式第22号(第31条関係)

略

- 備考 1 略
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列 4番とする。

別記様式第23号(第31条関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第24号(第33条関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第24号(第33条関係)

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(和歌山県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 和歌山県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例施行規則(平成12年和歌山県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記様式(第2条関係) 略 備考 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A列4番</u> とする。	別記様式(第2条関係) 略 備考 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A列4番</u> とする。

(大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置に関する講習の実施に関する規則の一部改正)

第11条 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置に関する講習の実施に関する規則(平成6年和歌山県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記様式(第3条関係) 略 備考 1 略 2 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A列4番</u> とする。	別記様式(第3条関係) 略 備考 1 略 2 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A列4番</u> とする。

(運転免許取得者教育の認定に関する施行細則の一部改正)

第12条 運転免許取得者教育の認定に関する施行細則(平成12年和歌山県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(フレキシブルディスクによる手続) 第5条 規則第9条の <u>フレキシブルディスクは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格</u> (以下この条において「 <u>日本産業規格</u> 」という。)X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジとする。 2 規則第9条の規定による <u>フレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行うものとする。</u>	(フレキシブルディスクによる手続) 第5条 規則第9条の <u>フレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格</u> (以下この条において「 <u>日本工業規格</u> 」という。)X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジとする。 2 規則第9条の規定による <u>フレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行うものとする。</u>

- (1) トラックフォーマットについては、日本産業規格 X6225に規定する方式
- (2) ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格 X0605に規定する方式
- (3) 文字の符号化表現については、日本産業規格 X0208附属書1に規定する方式
- 3 規則第9条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格 X0201及びX0208に規定する図形文字並びに日本産業規格 X0211に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行うものとする。
- 4 規則第9条のフレキシブルディスクには、日本産業規格 X6223に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けるものとする。
(1)・(2) 略

別記様式第1号(第2条関係)

略

- 備考 1～3 略
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A列 4番とする。

別記様式第2号(第3条関係)

略

- 備考 1・2 略
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A列 4番とする。

別記様式第3号(第3条関係)

略

- 備考 1～3 略
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A列 4番とする。

別記様式第4号(第4条関係)

略

- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A列 4番とする。

- (1) トラックフォーマットについては、日本工業規格 X6225に規定する方式
- (2) ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格 X0605に規定する方式
- (3) 文字の符号化表現については、日本工業規格 X0208附属書1に規定する方式
- 3 規則第9条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格 X0201及びX0208に規定する図形文字並びに日本工業規格 X0211に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行うものとする。
- 4 規則第9条のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X6223に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けるものとする。
(1)・(2) 略

別記様式第1号(第2条関係)

略

- 備考 1～3 略
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4番とする。

別記様式第2号(第3条関係)

略

- 備考 1・2 略
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4番とする。

別記様式第3号(第3条関係)

略

- 備考 1～3 略
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4番とする。

別記様式第4号(第4条関係)

略

- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4番とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1560号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 東京都品川区大井1-35-3

氏名又は名称 ルートインジャパン株式会社 代表取締役 永山泰樹

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県紀の川市畑野上字中筋336-5他

名称 ホテルルートイン紀の川

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和2年12月25日から令和3年1月21日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市市民部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm ³)
第66号の3イ	1	450食/日	R4.3.1	6時間	通常	4	5.8-8.6	300	220	340	100	2	30	5,000
					最大	5	5.8-8.6	300	220	340	100	2	30	5,000
第66号の3ロ	5	84L/回	R4.3.1	9時間	通常	0.8	5.8-8.6	140	160	250	50	2	10	5,000
					最大	1	5.8-8.6	140	160	250	50	2	10	5,000
第66号の3ハ男内風呂	1	7.80m ³	R4.3.1	16時間	通常	6.4	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
					最大	8	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
第66号の3ハ女内風呂	1	4.92m ³	R4.3.1	16時間	通常	4	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
					最大	5	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
第66号の3ハUB1216	175	310L	R4.3.1	19時間	通常	0.23	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
					最大	0.285	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
第66号の3ハUB1418	74	354L	R4.3.1	19時間	通常	0.16	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
					最大	0.19	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000

第66号の3ハUB2216	3	426L	R4.3.1	19時間	通常	0.77	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
					最大	1.355	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000

別表2

種類及び形式	構造	主要寸法(m)	能力(m ³ /日)	汚水等の処理方式	設置年月日又は使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm ³)	
合併処理浄化槽	RC製	W6.8 × L22.6 × H5.35	95	接触曝気方式 + 三次処理	R4.3.1	通常	処理前	76	5.8-8.6	200	150	250	50	5	50	200,000
							処理後	76	5.8-8.6	20	30	50	35	3.5	30	3,000
						最大	処理前	95	5.8-8.6	200	150	250	50	5	50	200,000
							処理後	95	5.8-8.6	20	30	50	35	3.5	30	3,000

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm ³)
No.1排水口	通常	76	5.8-8.6	20	30	50	35	3.5	30	3,000
	最大	95	5.8-8.6	20	30	50	35	3.5	30	3,000
No.2排水口	通常	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-
	最大	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-

和歌山県告示第1561号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、令和3年1月18日まで縦覧に供する。

令和2年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
令和2年12月17日
- 2 名称
特定非営利活動法人こども食堂わかやま
- 3 代表者の氏名
岡定紀
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市下町38番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、こども、家族、その他全ての人に対し、こども食堂をはじめとした交流の機会を提供し、誰も取り残さない地域共生社会の創造に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1562号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ和歌山木ノ本店
和歌山県和歌山市木ノ本261番地の8外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社紀洋
代表取締役 須磨徳裕
和歌山県和歌山市松江東四丁目2番45号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ツルハ
代表取締役 鶴羽樹
(変更後) 株式会社ツルハ
代表取締役 八幡政浩
- 4 変更年月日
令和2年8月11日
- 5 変更した理由
小売業者の代表者が変更したため
- 6 届出年月日
令和2年11月9日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和2年12月25日から令和3年4月25日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1563号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラ・ムー和歌山東店
和歌山県和歌山市津秦字師匠田233番3外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大黒天物産株式会社
代表取締役 大賀昭司
岡山県倉敷市堀南704番地の5
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) ラ・ムー和歌山津秦店
(変更後) ラ・ムー和歌山東店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 大黒天物産株式会社
代表取締役 大賀昭司
株式会社ツルハ
代表取締役 鶴羽順
(変更後) 大黒天物産株式会社
代表取締役 大賀昭司
株式会社ツルハ
代表取締役 八幡政浩
- 4 変更年月日
 - (1) 令和2年1月30日
 - (2) 令和2年8月11日
- 5 変更した理由
 - (1) 正式な店舗名称が決定したため
 - (2) 小売業者の代表者が変更したため
- 6 届出年月日
令和2年11月9日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和2年12月25日から令和3年4月25日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1564号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー紀三井寺店

和歌山県和歌山市紀三井寺字南前浜622番6外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大黒天物産株式会社

代表取締役 大賀昭司

岡山県倉敷市堀南704番地の5

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）大黒天物産株式会社

代表取締役 大賀昭司

株式会社ツルハ

代表取締役 鶴羽順

（変更後）大黒天物産株式会社

代表取締役 大賀昭司

株式会社ツルハ

代表取締役 八幡政浩

4 変更年月日

令和2年8月11日

5 変更した理由

小売業者の代表者が変更したため

6 届出年月日

令和2年11月9日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和2年12月25日から令和3年4月25日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1565号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和2年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイソー海南下津店・ココカラファイン下津店

和歌山県海南市下津町上150番2外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ

代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

東京センチュリー株式会社

代表取締役 野上誠

東京都千代田区神田練塀町3番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) オークワ海南下津店・ココカラファイン下津店

(変更後) ダイソー海南下津店・ココカラファイン下津店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ

代表取締役 神吉康成

和歌山市中島185番地の3

株式会社ココカラファインヘルスケア

代表取締役 塚本厚志

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

(変更後) 株式会社大創産業

代表取締役 矢野靖二

広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

株式会社ココカラファインヘルスケア

代表取締役 塚本厚志

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

4 変更年月日

令和2年10月16日

- 5 変更した理由
小売業者変更のため
- 6 届出年月日
令和2年11月16日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北一丁目2番1）
海南市まちづくり部産業振興課（海南市南赤坂11番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和2年12月25日から令和3年4月25日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1566号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、次の者について建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和2年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 取消年月日 令和2年12月16日
- 2 取消処分を受けた者
 - (1) 商号 折口建設
 - (2) 代表者氏名 折口允敏
 - (3) 主たる営業所の所在地 海草郡紀美野町野中1番地
 - (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般一29）第1516号

3 取消しの原因となった事実

代表者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に違反し、及び刑法（昭和40年法律第45号）の規定に該当したことにより、和歌山地方裁判所から懲役1年執行猶予3年の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

和歌山県告示第1567号

和歌山県和歌山市深山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和2年9月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市深山の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市深山の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年12月15日

和歌山県告示第1568号

和歌山県有田郡広川町大字広の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和2年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡広川町
- 2 調査を行った時期
平成31年4月3日から令和2年10月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡広川町大字広の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡広川町大字広の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年12月15日

和歌山県告示第1569号

和歌山県日高郡美浜町大字吉原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和2年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡美浜町
- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和2年1月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡美浜町大字吉原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡美浜町大字吉原の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年12月15日

和歌山県告示第1570号

和歌山県日高郡みなべ町西岩代の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和2年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年3月4日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町西岩代の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町西岩代の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年12月15日

和歌山県告示第1571号

和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
令和2年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成30年2月5日から令和2年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年12月15日

和歌山県告示第1572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
新宮市熊野川町九重字和田18番4地先から同市熊野川町四瀧字前通385番地先まで	旧	4.50 } 30.00	1,266.90	一般国道311号との重用延長1,266.90メートルを含む。 四滝橋 L=11.9

和歌山県告示第1573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 311号

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
新宮市熊野川町九重字和田18番4地先から同市熊野川町四瀧字前通385番地先まで	旧	4.50 } 30.00	1,266.90	一般国道169号との重用延長1,266.90メートルを含む。 四滝橋 L=11.9

和歌山県告示第1574号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 那智山勝浦線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字市野々字柳原2460番6地先から同町大字市野々字柳原2462番1地先まで

供用開始の期日 令和2年12月25日

和歌山県告示第1575号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 長井古座線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字中里字下地355番1地先から同町大字中里字下地543番1地先まで、東牟婁郡那智勝浦町大字中里字太田546番1地先から同町大字中里字太田737番1地先まで及び東牟婁郡那智勝浦町大字中里字立目843番地先から同町大字中里字立目1337番2地先まで

供用開始の期日 令和2年12月25日

和歌山県告示第1576号

DNA型鑑定用クリーンルーム及び関係機器の調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
DNA型鑑定用クリーンルーム及び関係機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和2年11月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
セイコーメディカル株式会社
和歌山市築港六丁目9番地の10
- 5 落札金額
149,600,000円（うち消費税及び地方消費税の額13,600,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年9月18日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年12月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
うめだ哲也後援会	鳥居定幸	代表者	鳥居定幸	梅田敏夫	令和 2.11.11

和歌山県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年12月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
わかやまをよくする会	山本茂史	令和 元.12.10
北谷せいじ後援会	大木宏之	令和 2.11.13

和歌山県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年12月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
杉本博美と海南市を住みよいまちにする会	杉本博美	杉本博美	海南市黒江1-378	令和 2.11.25
清水健太郎後援会	清水健太郎	清水健太郎	東牟婁郡串本町古田212-1	令和 2.11.27
久紀会	松屋敦子	松屋敦子	御坊市野口1094-1	令和 2.12.4

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第69号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和2年12月25日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	令和3年2月18日（木）、同月19日（金）及び同月22日（月）	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（準中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

令和3年1月18日（月）から同月25日（月）までの毎日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの）1枚

(4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課講習・教習所係（電話073-473-0110 内線364）